

木更津市新火葬場整備運営事業

入札説明書等に関する質問に対する回答（第2回）

- ・ 木更津市新火葬場整備運営事業 入札説明書等について、平成30年12月3日までにお寄せいただいた質問に対する回答を公表します。
- ・ お寄せいただいた質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

平成30年12月26日

木更津市

木更津市新火葬場整備運営事業

■入札説明書に関する質問に対する回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|--|--|----------|---|-----------------------------|
| 1 | 24 | 別紙2 | 4 | (2) | | | サービス購入料B | 資金調達に係る基準金利について、金融機関に照会したところ、基準金利ゼロフロア設定が前提であることから、本件における割賦金利設定に係る基準金利も同様に、0%を下限と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 27 | 別紙2 | 4 | (6) | | | 消費税の改定 | 設計・建設期間中に消費税率が改定した場合、サービス対価A及びBの消費税の税率は改定後の税率になる理解で宜しいでしょうか。 | 適用される法令（経過措置を含む。）に従って対応します。 |

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-------------|--|---|
| 1 | 8 | 第2 | 2 | (1) | 基本施設 | 前回の質問回答 (No. 27) で建物用途は「火葬場」との回答でしたが、当方で建築指導課に確認したところ「集会場」になるとの見解でした。 建築基準法上の建築物の用途はどちらになるのでしょうか？ 用途によって法的に実施すべきことが異なることもあるため、公平な入札のためにもご回答をお願いいたします。 | 建物全体としては、火葬場の用途となります。 |
| 2 | 8 | 第2 | 2 | (1) | 基本施設 | 木更津市建築指導課と事前協議を行ったところ、待合室は建築基準法上の集会場の用途に該当し、特殊建築物の取り扱いになると指導を受けました。このことから本斎場は耐火建築物とすることが必須となるものと考えてよろしいですか。 | 計画の待合室は建築基準法の集会場の用途に該当します。建築基準法別表第1(1)欄により耐火建築物となるか判断してください。なお、客席の床面積は待合室の床面積と考えます。 |
| 3 | 9 | 第2 | 2 | (3) | 敷地条件 | 敷地の南側市道境界から火葬場敷地内に幅10mの残置森林が必要かどうか確認に中部林業事務所へ行ったところ、本案件において施工する工事用道路に関する条件が不明ではあるが、現状の判断では火葬場新築のため開発と工事用道路をつくるための開発は一体事業と見え、両開発行為の面積が合計で1ヘクタールを超える開発行為となる場合は、火葬場敷地内に幅10mの残置森林が必要との指導をいただきました。与条件が不明との前提条件付きの中部林業事務所との判断ではありますが、南側市道境界から火葬場敷地内に幅10mの残置森林がない計画は要求水準違反となりますか、ご指示ください。 | 関係法令及びやむを得ない理由により残置森林を設けられないのであれば、直ちに要求水準を満たさないとはいえません。 |
| 4 | 9 | 第2 | 2 | (3) | 隣接道路 | 市道234-2号線のセットバック部分のアスファルト舗装の構成を教えてください。なお、アスファルト舗装をしない場合はバリアード等で封鎖するのでしょうか。 | 現在、設計中ですので、完成後に落札者に開示します。 |
| 5 | 9 | 第2 | 2 | (3) | 隣接道路 | 旧火葬場駐車場南側の市道234-2号線セットバック部分の土留は現状と同等のコンクリート柵と法面構築でよろしいのでしょうか。 | 宅地造成等規制法等の関係法令に基づいた法面を構築してください。 |
| 6 | 10 | 第2 | 2 | (4) | インフラ整備 | 火葬場周辺道路工事範囲内での中圧ガス管延伸工事に要する舗装工事は、火葬場周辺道路工事と重複する為、東京ガス中圧ガス管延伸工事から除外するとしてよろしいでしょうか。 | 市道136号線に敷設されている中圧ガス管からの導管計画とした場合、市道234-2号線の整備工事と合わせて施工することも考えられますが、路線延長が相当程度あることから施工期間が重複しない可能性があるため、別途施工として計画してください。 |
| 7 | 11 | 第2 | 3 | (5) | 雨水排水計画 | 雨水排水計画は計画敷地（平場）の造成範囲の増減に応じて流域区域を設定して、各種基準等に準拠して必要貯留量を満たす計画とすれば、基本計画に示された貯留量、流域面積、貯留槽の構造と必ずしも一致する必要はないものと解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、関係法令は遵守してください。 |
| 8 | 19 | 第2 | 4 | (4) | 授乳室、キッズコーナー | 要求水準書に関する質問に対する回答 No. 108において、「授乳室については、授乳者の利便性に配慮して各階に設置することとします。」とありますが、これは、待合ゾーンを複数階に設置する場合の規定であり、待合ゾーンを同一階とする場合、授乳室は待合ゾーンを設置する階のみに設置すればよいという理解でよろしいでしょうか。 | 待合ゾーンのある各階に設置してください。 |
| 9 | 48 | 第2 | 10 | (3) | 建設期間中の業務 | 質問に対する回答No160（第1回）において、大型ダンプ等の交通量について、事業者にて適切な搬出計画をするよう回答を頂いております。上記を踏まえ、貴市の公開している、第3回波岡地区対象住民説明会質疑取りまとめ（平成30年1月8日）を確認いたしますと、交通量について大型ダンプについて1日100台弱（往復200台弱）とご説明しており、その点を考慮したいと思慮します。しかしながら、生コン打設について1日9台程度とご回答しておりますが、一般的に1日あたり数十台（往復で100台程度）になります。上記（生コン車）は、乖離が生じますが、事業者側の提案に委ねられると解釈してよろしいですか。 | ご理解のとおりですが、周辺住民の迷惑にならないように配慮してください。 |
| 10 | 55 | 第2 | 14 | | 所有権移転業務 | 「本業務において整備した建物等について必要に応じて登記を行う」とありますが、その前提となる土地の地目変更登記も本業務に含まれますか。 その際、既存火葬場と同様に従前の地目（山林）を分筆し新たな火葬場敷地を宅地として登記を行いますか。ご指示願います。 | 本業務には含まれません。 |
| 11 | 62 | 第3 | | | 建築物保守管理業務 | 建築基準法第12条に定める建築設備点検・防火設備点検・特殊建築物定期調査は必要と考えてますでしょうか？ | 必要となります。 |

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|--------|--|---|
| 12 | 71 | 第4 | 11 | | 物品販売業務 | 物品販売業務を独立採算事業として実施する場合、直後の販売業務は、構成企業又は、協力企業から委託される下請け企業の独立採算事業として実施することは、可能でしょうか。また、その場合、衛生管理責任者等は、下請け企業からの選任で問題ないでしょうか。 | 前段については、事業契約書第46条を満たすものであれば可能とします。後段については、関係法令を遵守する場合に限り、事業者の判断によることとします。 |
| 13 | 75 | 第6 | 2 | | 基本要件 | 基本設計内に搬出土砂41,400m ³ は金田西地区に搬出とありますがそれ以上の土砂が発生した場合でも金田西地区に搬出可能でしょうか。 | 金田西特定土地区画整理事業地内へ搬出する計画とする場合は、千葉県木更津区画整理事務所を確認してください。 |
| 14 | 75 | 第6 | 2 | | 基本要件 | 旧火葬場周辺整備は新火葬場建設後となり土砂搬入時期が大きくなりますが金田西地区に搬入可能でしょうか。 | 要求水準書に関する質問に対する回答No. 13を参照ください。 |
| 15 | 75 | 第6 | 2 | | 基本要件 | 表土の受入は金田西地区では出来ないとの回答を木更津区画整理事務所より頂いていますが、表土は自由処分で見込むのでしょうか。 | 関係法令を遵守し、事業者で適正に対応してください。 |
| 16 | 75 | 6 | 2 | | 基本要件 | 残土処分先と想定している「木更津都市計画事業 金田西特定区画整理事業地内」について、受入先での受け入れ可能時間帯の取り決めがありますか。ある場合、受け入れ可能な時間帯を教えてください。 | 千葉県木更津区画整理事務所を確認してください。 |
| 17 | 75 | 第6 | 2 | | 基本要件 | 土砂の受入条件を教えてください。土質試験等が必要な場合の試験項目を教えてください。 | 受入先に確認してください。 |
| 18 | 75 | 第6 | 2 | | 基本要件 | 土砂搬入先での土砂の敷均し及び堆積は搬出側で行なうのでしょうか。 | 受入先に確認してください。 |
| 19 | 75 | 第6 | 2 | | 基本要件 | 「林地開発許可基準」を踏まえ、残置森林の林帯幅10.0mを西側（鉄塔側）に確保した場合、必然的に火葬場配置が東側に寄ります。現火葬場の運営を行いながら施工が前提になりますが、造成工事の施工に当たり山留等の設置が現存使用している出入通路に必要となり、暫定的な供用開始の造成範囲が山留設置位置により異なります。暫定供用開始までの出入通路幅幅について、ご教示願います。（現状W=8.0m） | 原則、現状の進入路幅員を確保して計画してください。進入路幅員が確保出来ない計画とする場合、根拠及び安全に配慮し提案してください。 |
| 20 | 76 | 第7 | 2 | | 基本要件 | 「工事用道路整備」については、「資料8. 工事用道路参考図」に示した道路線形としますが、道路縦断勾配は、発生残土量が減少する様な縦断勾配を検討します。その際、将来形（W=16.0m）を見据えた道路断面で造成法面が納まる範囲で道路縦断を計画してよろしいですか。ご教示願います。 | 整備幅員（W=14.0m）で検討してください。 |
| 21 | 76 | 第7 | 2 | | 基本要件 | 質問に対する回答N0219（第1回）において、交通誘導員は常時6か所必要になる旨の回答を頂いております。上記について、原則的な作業時間である8時～17時の間、常時配置となりますと、本敷地からかなり距離のある位置への配置、誘導員の休憩時間等を勘案すると複数人の予備員を配置する対応が必要になると思慮します。第1回の回答に対し、ご再考頂くことは可能でしょうか。 | 大型車両が1日を通して断続的に通行する場合は、交通誘導員を常時設置する必要がありますが、その他は事業者提案とします。 |
| 22 | 76 | 第7 | 2 | | 基本要件 | 質問に対する回答N0219（第1回）において、交通誘導員は常時6か所必要になる旨の回答を頂いております。上記について、原則的な作業時間である8時～17時の間、常時配置となりますと、昨今の労務不足を鑑みると、上記人員の確保が可能か、長期に亘る本施設整備においては現時点で判断できません。また、所要の人員を確保できない場合、工事中断を余儀なくされるのでしょうか。この場合の工程遅延によるリスクについて、別途協議して頂くことは可能でしょうか。 | 要求水準書に関する質問に対する回答No. 21を参照ください。 |
| 23 | 76 | 第7 | 2 | | 基本要件 | 交通誘導員の配置について、工事用車両が通行する際は、常時6か所必要との回答を頂いております。当該回答における工事用車両については、1日数十台の往来が想定される、大型ダンプによる残土搬出、コンクリート工事における生コン車が対象であり、それ以外の工事用車両については適用が除外されるものと解釈してよろしいですか。 | 要求水準書に関する質問に対する回答No. 21を参照ください。 |
| 24 | 76 | 第7 | 2 | | 基本要件 | 交通誘導員の配置について、第7 工事用道路整備に記載がありますが、工事用道路整備から既存施設の解体撤去・跡地整備までの、一連の施設整備全期間に適用されると解釈してよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|-------|---|---|
| 25 | 76 | 第7 | 2 | | | | | 基本要件 | 残土処分先と想定している「木更津都市計画事業（金田西特定区画整理事業地内）」に残土を運搬する場合、残土荷下ろし時の、集積や整地作業等は受入れ側の所掌と理解してよいか。 | 詳細は千葉県木更津区画整理事務所に確認してください。 |
| 26 | 76 | 第7 | 2 | | | | | 基本要件 | 事業者が計画提案する工事用道路については、将来の都市計画道路の敷地内に収まるような範囲で線形及び断面を計画すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 27 | 77 | 第8 | 2 | | | | | 基本要件 | 環境緑地について、既存上山公園からの接続を想定されているが、現状上山公園と本敷地は擁壁及び法面で分断されている状態です。敷地外工事として歩道等の接続工事を本工事に見込むものと考えて宜しいでしょうか。 | 敷地外の散策路の整備は不要です。 |
| 28 | 77 | 第8 | 2 | | | | | 基本要件 | 散策路を設ける場合、段差等が発生する場 合の構造物（擁壁等）は道路等で使用する 土止め柵渠等の使用でよろしいでしょう か。 | 事業者提案に委ねるところですが、木材利用 など周辺環境に調和した計画としてくださ い。 |
| 29 | 資料9 | | | | | | | 備品等一覧 | 備品等一覧はあくまでも参考としての扱い であり、事業者にて管理運営上不要と考 える備品は、設置しなくてもよいという理 解でよろしいでしょうか。 | 要求水準を満たす限りにおいて、事業者の提 案に委ねます。 |
| 30 | 資料9 | | | | | | | | 備品の設置位置については、事業者の提案 により変更可能という理解でよろしいで しょうか。 | ご理解のとおりです。 |

木更津市新火葬場整備運営事業

■様式集に関する質問に対する回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|---|------------|-----|-----|-----------------|---|---|
| 1 | | 様式 7-6 | | | (3) 維持管理費内訳書 | 事業者から構成員又は協力企業に対する支払い、業務の発生頻度を記載すれば平準化しても良いという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、その場合は合計欄を追加して、「各年度の数値を単純合計した欄」と「各年度で平準化した数値の欄」の2つを示してください。 |
| 2 | | 様式 8-7 | | | カ 長期収支計画表 | 「様式集に関する質問に対する回答」No. 41の回答が「キャッシュフロー計算書についても、便宜上、支払いまでの期間のズレを考慮せず計上してください。」となっておりますが、キャッシュフローは収支ベースでなければSPCの資金繰りを適正に把握及び管理することが出来ないため、「キャッシュフロー計算書については、便宜上、支払いまでの期間のズレを考慮して計上してください。」に修正頂けないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 3 | | 様式 8-11 | | | ア 地域経済への貢献 | 君津4市の企業への発注に関し、「支社」は該当しますか。 | 支社は含みません。 |

木更津市新火葬場整備運営事業

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

| No. | 条 | 項 | 号 | カナ等 | 別紙 | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----|---|---|-----|-----|---|-------------|--|--|---|
| 1 | 44 | 2 | | | | | 本件施設の施設供用業務 | 施設供用業務に関する定期的（月1回以上）な協議には、代表企業の出席は必須ですか。 | 市の求めによるものとします。 | |
| 2 | 52 | 2 | | | | | セルフモニタリング | 業務報告書の提出に際し、SPC代表者名で報告すると業務が非効率となるため、総括責任者名で報告することで問題がありますか。 | 不可とします。 | |
| 3 | | | | | 別紙7 | 2 | (2) | 普通火災保険 | 事業者側（SPC）で火災保険付保となりますと「他人のための保険」となります。BTO方式であるにも関わらず事業者側で火災保険を付保する理由について教示頂けないでしょうか。 | 事業者帰責の失火に対応するためです。 |
| 4 | | | | | 別紙7 | 2 | (2) | 普通火災保険 | 普通火災保険では火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・雪害を補償すればよろしいでしょうか。 | 事業者の提案に委ねます。 |
| 5 | | | | | 別紙7 | 2 | (2) | 普通火災保険 | 火災保険付保に変えて「借家賠償責任保険」の様な形で所有者＝市への賠償を補償する保険の手配でもよろしいでしょうか。 | 事業者帰責の失火に対応することができ、かつ再調達価格相当額を賄えるものに限ります。 |